

「インド:海外からの外貨建借入(ECB)規制の緩和」

～ インフラ整備のための資金調達支援が主眼 ～

三菱東京UFJ銀行
国際企画部 情報戦略グループ

インド政府は、9月25～27日付の通達において、外貨建借入(External Commercial Borrowing:以下ECB)の借入制限を緩和した。国内のインフラ整備等のための資金調達を促すことが狙い。

今回の規制緩和では、次の事項が打ち出されている。

1. 自動認可ルート(Automatic Route)適用極度額の引き上げ

- (1) Real Sector、Industrial Sector、Infrastructure Sectorについて、取り組み限度額を500百万USDから750百万USDに引き上げ。
- (2) ホテル、病院、ソフトウェア企業については、土地の取得に利用しない条件のもと、100百万USDから200百万USDに引き上げ。

※ Real Sector、Infrastructure Sectorの内容については次頁御参照

(1)、(2)共に一会計年度<4月～3月>あたり

2. 親会社(外国人株主)等からのルピー建ECBの許容

- (1) 外国人株主からのECBローンについてルピー建を認める。
- (2) マイクロファイナンスを行うNGOも、海外の組織からのルピー建ECBローンを認める。

3. インフラセクターの建設中の利払いをECBローンの資金使途として認める

下記2要件を満たした場合、インフラセクターの建設中の利払いをECBローンの資金使途として認める。

- (1) その利息が資産化
- (2) プロジェクトにかかわるコストに該当する

* ECBの通達については、RBIサイトMaster Circular御参照。

<http://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx>

* なお、本内容は、通達文面から判明する内容をベースに作成しておりますが、実際の運用については、事前にお取引店にご確認願います。

以下、中銀発表の主な通達の要旨を記載する。

1. 全産業にかかわる緩和内容

項目	概要
自動認可ルート上限金額引き上げ（4 月から3月までの年度当り） <i>RBI/2011-12/201 A.P. (DIR Series) Circular No.27Sep 25, 2011</i>	<ul style="list-style-type: none"> ・Real Sector 注 1)、Industrial Sector、Infrastructure Sector 注 2) 従前 500 百万 USD 本件後 750 百万 USD ・ホテル、病院、ソフトウェア企業従前 100 百万 USD 本件後 200 百万 USD
グループ会社からのファイナンス適用範囲の拡大 <i>RBI/2011-12/204 A.P. (DIR Series) Circular No. 29 Sep 26, 2011</i>	<ul style="list-style-type: none"> ◆承認ルート ・従前直接 出資 25%以上 ・追加内容 <ul style="list-style-type: none"> (a) 間接出資 51%以上 (b) 親会社が同一である外国子会社からの貸出
親会社等からのルピー建ECBの許容 <i>RBI/2011-12/201 A.P. (DIR Series) Circular No.27Sep 25, 2011</i>	<ul style="list-style-type: none"> ◆自動認可ルート又は、承認ルート ・外国人株主からのECBローンについては、ECBガイドラインに沿ったルピー建を認める。 ・マイクロファイナンスを行うNGOも、海外の組織からのルピー建ECBローンを認める。
サービスセクターへの ECB 適用拡大 <i>RBI/2011-12/204 A.P. (DIR Series) Circular No. 29 Sep 26, 2011</i>	<ul style="list-style-type: none"> ◆承認ルート ホテル、病院、ソフトウェア企業に加え、トレーニングセンター、R&D、その他について外国株主から ECB を解禁（銀行その他からの ECB は引き続き適用外）
人民元による ECB 許容 <i>RBI/2011-12/205 A.P. (DIR Series) Circular No. 30 Sep 27, 2011</i>	<ul style="list-style-type: none"> ◆承認ルート 上限金額は通常の ECB と同じ
外国人株主からのローン（親子ローン）に対して適用されていたDebt-Equity Ratio(4:1)の明確化、緩和 <i>RBI/2011-12/204 A.P. (DIR Series) Circular No. 29 Sep 26, 2011</i>	<ul style="list-style-type: none"> ・算出上 Debt は ECB に限定 ・Equity に準備金（Free Reserve）、プレミアム（Share Premium）も加算可（直前監査済み決算書ベース） ・複数の外国人株主がいる場合、プレミアム（Share Premium）の Equity への加算は外貨でのプレミアムの持ち込み応分まで ・同じ外国人株主の申請額、実残合計をカウント ・複数株主からの Debt を加味した最終的な Debt:Equity =7:1 以上を維持

注 1) Real Sector

インド特有の使い方で、RBIでは、民間で付加価値を生む業界全般を指すものと考えられる。

(御参考) インド財務省のNational Summary Data Page

http://finmin.nic.in/stats_data/nsdp_sdds/index.html#RANGE!B9

注 2) Industrial Sector

(i) power, (ii) telecommunication, (iii) railways, (iv) roads including bridges, (v) sea port and airport, (vi) industrial parks, (vii) urban infrastructure (water supply, sanitation and sewage projects), (viii) mining, exploration and refining and (ix) cold storage or cold room facility, including for farm level pre-cooling, for preservation or storage of agricultural and allied produce, marine products and meat.

2. インフラ向け ECB に対する緩和

項目	概要
既存設備ルピー借入について、新規 ECB 取り組み時一括肩代わりの許容 (新規 ECB の 25% 以内) <i>RBI/2011-12/199 A.P. (DIR Series) Circular No. 25September 25, 2011</i>	◆承認ルート ・借替対象は既存のインフラ向け設備投資の銀行からのルピー借入実残額が対象。 ・借替は、新規インフラ向け ECB の 25%以内。 逆に 75%以上 は新規インフラ向け設備貸出である必要あり
輸入設備向け ECB へのブリッジファイナンスの許容 <i>RBI/2011-12/200 A.P. (DIR Series) Circular No. 26Sep 25, 2011</i>	◆承認ルート ・短期借入(バイヤーズクレジット、サプライヤーズクレジットを含む) ・下記充足前提 (a)ECB による借り換え (b)ECB の各種条件を満たす (c)事前承認必要 ・なお、インド国内の銀行からローンに対する保証差し入れ禁止
ECB の資金使途に、建設中の借入金利への充当の許容 <i>RBI/2011-12/201 A.P. (DIR Series) Circular No.27Sep 25, 2011</i>	◆自動認可ルート又は、承認ルート ・下記充足前提 (a)その利息が資産化 (b)プロジェクトにかかわるコストに該当する

作成： 国際企画部 情報戦略グループ 北村広明

E-mail: hiroaki_2.kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

弊行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772

受付時間／月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)